

厚生労働省
岐阜労働局発表
令和元年12月25日（水）

担 当	岐阜労働局職業安定部職業対策課 職業対策課長 水端 盛仁 地方障害者雇用担当官 坂井 能子 電話 058-245-1314 FAX 058-245-3105
--------	--

報道関係者 各位

令和元年 障害者雇用状況の集計結果

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率：民間企業の場合は 2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付け、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、報告を求めています。

岐阜労働局（局長 畑俊一）では、このほど、岐阜県における民間企業や公的機関などにおける、令和元年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

【集計結果の主なポイント】〔令和元年6月1日現在〕（ ）内は、前年数値

＜民間企業＞ {法定雇用率 2.2%}

- ・雇用障害者数は、6,554.5人（前年比3.8%増加）、過去最高を更新。
 - ・実雇用率は 2.17% (2.14%) と前年比 0.03ポイント上昇【全国 2.11%】
 - ・法定雇用率達成企業の割合は 55.3% (54.8%) と前年比 0.5ポイント上昇
- いずれも前年を上回った。

＜公的機関＞ {同 2.5%、岐阜県教育委員会は 2.4%}

- ・岐阜県知事部局：雇用障害者数 152.0人 (136.5人)、実雇用率 2.83% (2.69%)
 - ・岐阜県教育委員会：雇用障害者数 241.0人 (191.0人)、実雇用率 1.87% (1.69%)
 - ・市町村の機関：雇用障害者数 634.5人 (602.0人)、実雇用率 2.60% (2.49%)
- 一部機関を除き法定雇用率達成。

＜独立行政法人等＞ {同 2.5%}

- ・雇用障害者数：111.0人 (101.0人)、実雇用率 2.58% (2.42%)

【岐阜労働局・ハローワークの取組】

＜民間企業＞事業所の障害者雇用への取組状況に応じた、障害者の職域開発・職域拡大の推進を図り、雇用率未達成企業の解消に向けて、引き続き指導を実施していく。

＜公的機関＞民間企業に率先垂範して障害者雇用を進める立場にあることから、未達成の解消、さらに雇用率向上に向けて、引き続き指導を実施していく。

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（45.5人以上規模の企業：法定雇用率2.2%）に雇用されている障害者の数は6,554.5人で、前年より3.8%（242.0人）増加し、過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は3,762.0人（前年は3,663.0人、前年比2.7%増）、知的障害者は2,055.0人（同1,979.0人、同3.8%増）、精神障害者は737.5人（同670.5人、同10.0%増）と、いずれも前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、2.17%（前年は2.14%）、法定雇用率達成企業の割合は55.3%（同54.8%）であった。

〔総括表の1、グラフ①②、詳細表①〕

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、45.5～50人未満111.0人（前年69.5人）、50人～100人未満規模企業が1,065.5人（同1,090.5人）、100～300人未満が1,983.5人（同1,875.0人）、300～500人未満が632.5人（同594.5人）、500～1,000人未満が696.5人（同673.0人）、1,000人以上が2,065.5人（2,010.0人）で、50人～100人未満企業規模を除き前年を上回った。
- ・ 実雇用率は、45.5～50人未満が1.94%（前年は1.47%）、50人～100人未満が1.98%（同2.03%）、100～300人未満が2.26%（同2.19%）、300～500人未満が2.12%（同2.00%）、500～1,000人未満が2.28%（同2.20%）、1,000人以上が2.19%（同2.21%）と50～100人未満、1,000人以上企業規模を除き前年を上回った。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、45.5～50人未満規模企業が46.7%（前年は47.0%）、50人～100人未満が53.8%（同54.8%）、100～300人未満が60.1%（同58.6%）、300～500人未満が58.3%（同42.4%）、500～1,000人未満が53.3%（同52.2%）、1,000人以上が36.7%（同51.6%）と100人～300人未満、300～500人未満、500～1000人未満企業規模で前年より上昇した。

〔詳細表②〕

○ 産業別の状況

- ・ 産業別に雇用されている障害者の数をみると、「建設業」が84.5人、「製造業」が2,293.5人、「情報通信業」が35.0人、「運輸業，郵便業」が528.5人、「卸売業，小売業」が732.5人、「金融業，保険業」が271.0人、「学術研究，専門・技術サービス業」が73.5人、「宿泊業，飲食サービス業」が60.5人、「生活関連サービス業，娯楽業」が360.5人、「教育，学習支援業」が48.5人、「医療，福祉」が984.0人、「サービス業」が866.0人、「その他」（「農業，林業」，「鉱業，

採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「複合サービス事業」)が216.5人で、「製造業」、「医療、福祉」が大きく前年を上回った。

- 産業別の実雇用率では、「生活関連サービス・娯楽業」(2.80%)、「医療、福祉」(2.75%)、「その他」(2.43%)、「運輸業、郵便業」(2.22%)、の4業種が法定雇用率を上回っている。

[詳細表③]

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- 令和元年の法定雇用率未達成企業は724社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業(1人不足企業)は72.9%(528社)を占めている。
- また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)が、未達成企業に占める割合は、61.2%(443社)となっている。

[詳細表④]

2 公的機関における在職状況

(1) 岐阜県知事部局 (法定雇用率2.5%)

岐阜県知事部局に在職している障害者の数は152.0人で、前年より11.4%(15.5人)増加しており、実雇用率は2.83%と、前年に比べ0.14ポイント上昇した。

[総括表2(1)]

(2) 岐阜県警察本部 (法定雇用率2.5%)

岐阜県警察本部に在職している障害者の数は16.0人で、前年より3.0%(0.5人)減少しており、実雇用率は2.61%と、前年に比べ0.15ポイント下昇した。

[総括表2(2)]

(3) 岐阜県教育委員会 (法定雇用率2.4%)

岐阜県教育委員会に在職している障害者の数は241.0人で、前年より26.2%(50.0人)増加し、実雇用率は1.87%と、前年に比べ0.18ポイント上昇した。

[総括表2(3)]

(4) 市町村等の機関 (法定雇用率2.5%)

市町村の機関に在職している障害者の数は634.5人で、前年より5.4%(32.5人)増加しており、実雇用率は2.60%と、前年に比べ0.11ポイント上昇した。45機関中36機関が達成し、前年に比べ未達成機関は1機関減り9機関となった。

[総括表2(4)、詳細表⑤⑥]

3 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人等(法定雇用率2.5%)に雇用されている障害者の数は111.0人で、前年より9.9%(10.0人)増加し、実雇用率は2.58%と、前年に比べ0.16ポイント増加した。

5法人中、4法人が達成、1法人が未達成となった。

[総括表3、詳細表⑦]

令和年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	301,583.5 人	6,554.5 人 〔 5,559 人〕	2.17 %	897 / 1,621	55.3 %
	(295,156.5 人)	(6,312.5 人)	(2.14 %)	(868 / 1,584)	(54.8 %)
全国(元年)	26,585,858.0 人	560,608.5 人	2.11 %	48,898 / 101,889	48.0 %

2 公的機関における在職状況

(1) 岐阜県知事部局(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数
岐阜県知事部局	5,367.5 人	152.0 人	2.83 %	0.0 人
	(5,066.5 人)	(136.5 人)	(2.69 %)	(0.0 人)
全国(元年)	270,714.0 人	7,118.0 人	2.63 %	

(2) 岐阜県警察本部(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数
岐阜県警察本部	612.5 人	16.0 人	2.61 %	0.0 人
	(598.5 人)	(16.5 人)	(2.76 %)	(0.0 人)
全国(元年)	74,892.0 人	1,915.0 人	2.56 %	

※全国数値は警察本部を含む知事部局以外の都道府県機関合計

(3) 岐阜県教育委員会(法定雇用率2.4%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数
岐阜県教育委員会	12,890.0 人	241.0 人	1.87 %	68.0 人
	(11,272.5 人)	(191.0 人)	(1.69 %)	(79.0 人)
全国(元年)	630,655.0 人	11,770.0 人	1.87 %	

(4) 市町村の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	24,385.0 人	634.5 人	2.60 %	36 / 45	80.0 %
	(24,211.5 人)	(602.0 人)	(2.49 %)	(37 / 47)	(78.7 %)
全国(元年)	1,200,580.0 人	28,978.0 人	2.41 %	1,766 / 2,441	72.3 %

3 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
地方独立行政法人等	4,310.0	111.0 人	2.58 %	4 / 5	80.0 %
	(4,179.5 人)	(101.0 人)	(2.42 %)	(3 / 5)	(60.0 %)
全国(元年)	440,944.0 人	11,612.0 人	2.63 %	282 / 352	80.1 %

※〔 〕は実人員

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間労働者であっても①報告年又は通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者、②報告年又は通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で同日以降に精神障害者保健手帳を取得した者については0.5人ではなく1人と算定
- 4 ()内は、平成30年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

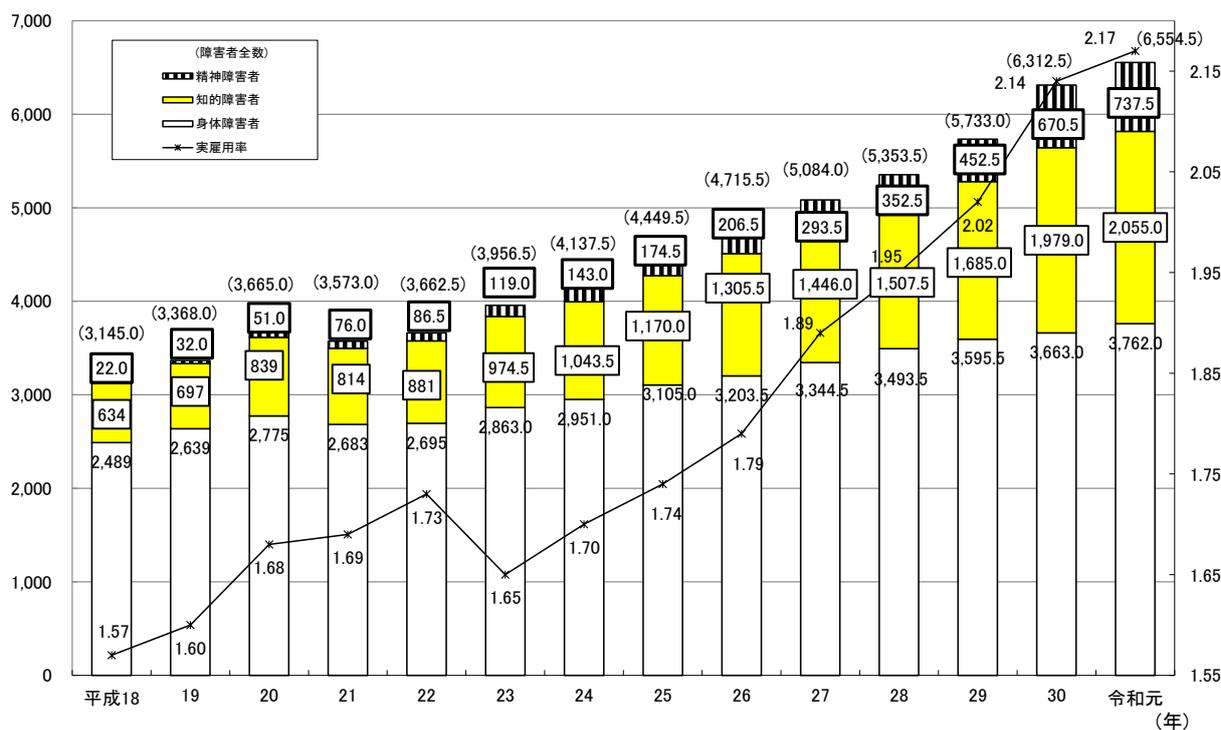
民間企業における障害者の雇用状況【岐阜労働局】

【グラフ①】

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移

<雇用障害者の数(人)>

<実雇用率(%)>



<法定雇用率>



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年からは45.5人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

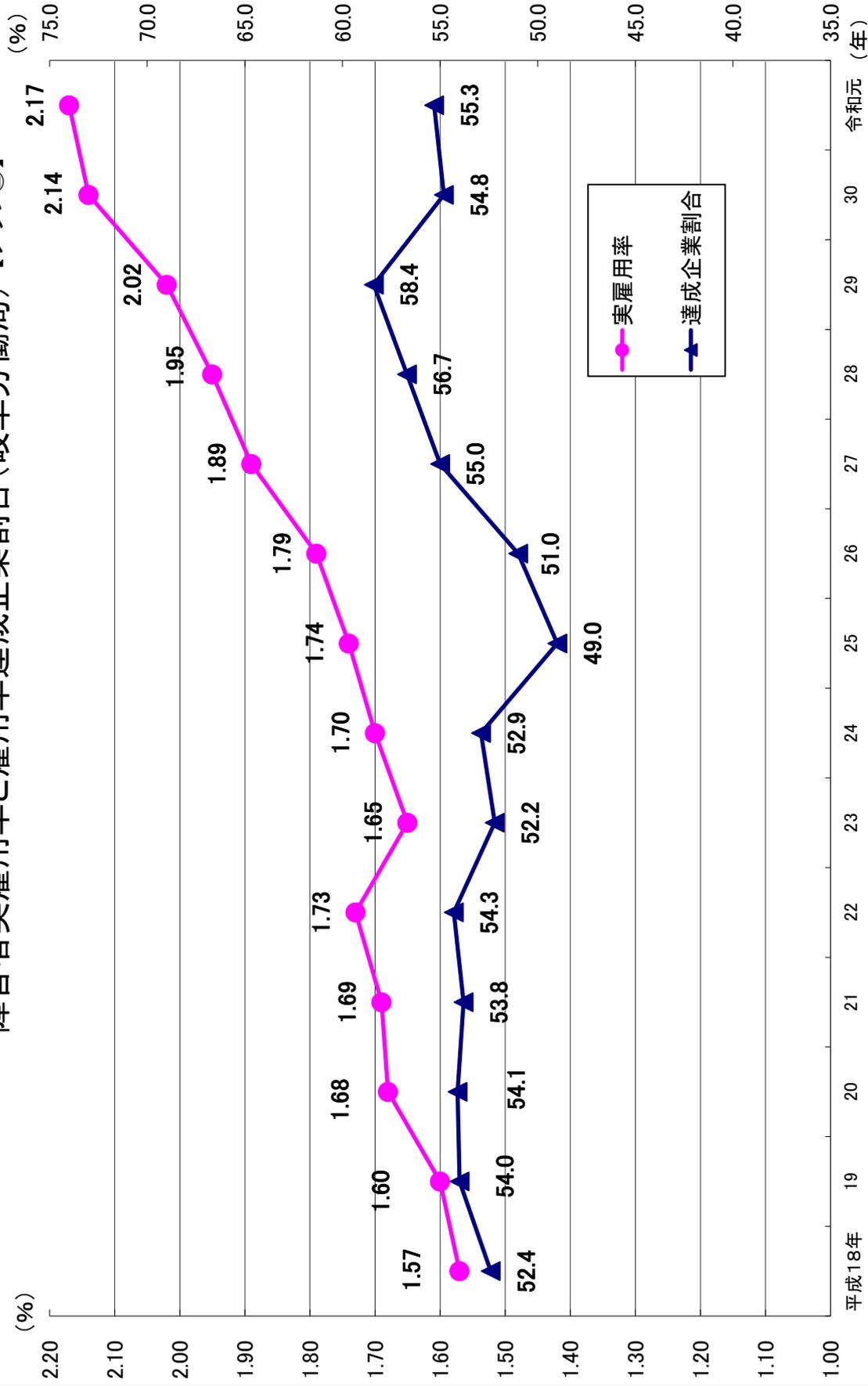
- 平成18年以降
平成22年まで
 - 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 - 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 - 重度身体障害者である短時間労働者
 - 重度知的障害者である短時間労働者
 - 精神障害者
 - 精神障害者である短時間労働者
 - （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
- 平成23年以降
 - 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 - 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 - 重度身体障害者である短時間労働者
 - 重度知的障害者である短時間労働者
 - 精神障害者 ※
 - 身体障害者である短時間労働者
 - （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
 - 知的障害者である短時間労働者
 - （知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
 - 精神障害者である短時間労働者
 - （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

※ 平成30年からは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

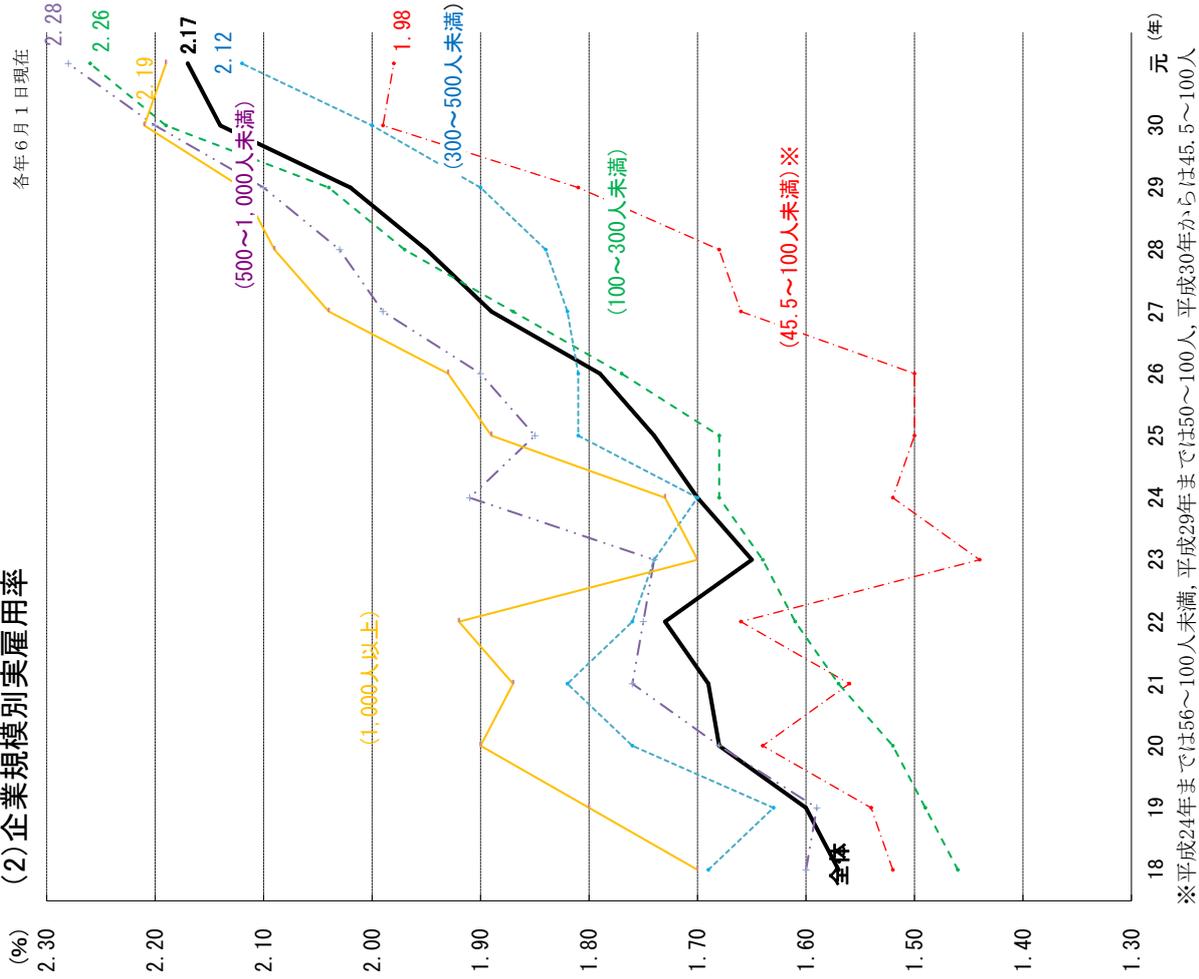
- ① 報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月以降平成29年までは2.0%、平成30年4月以降は2.2%となっている。

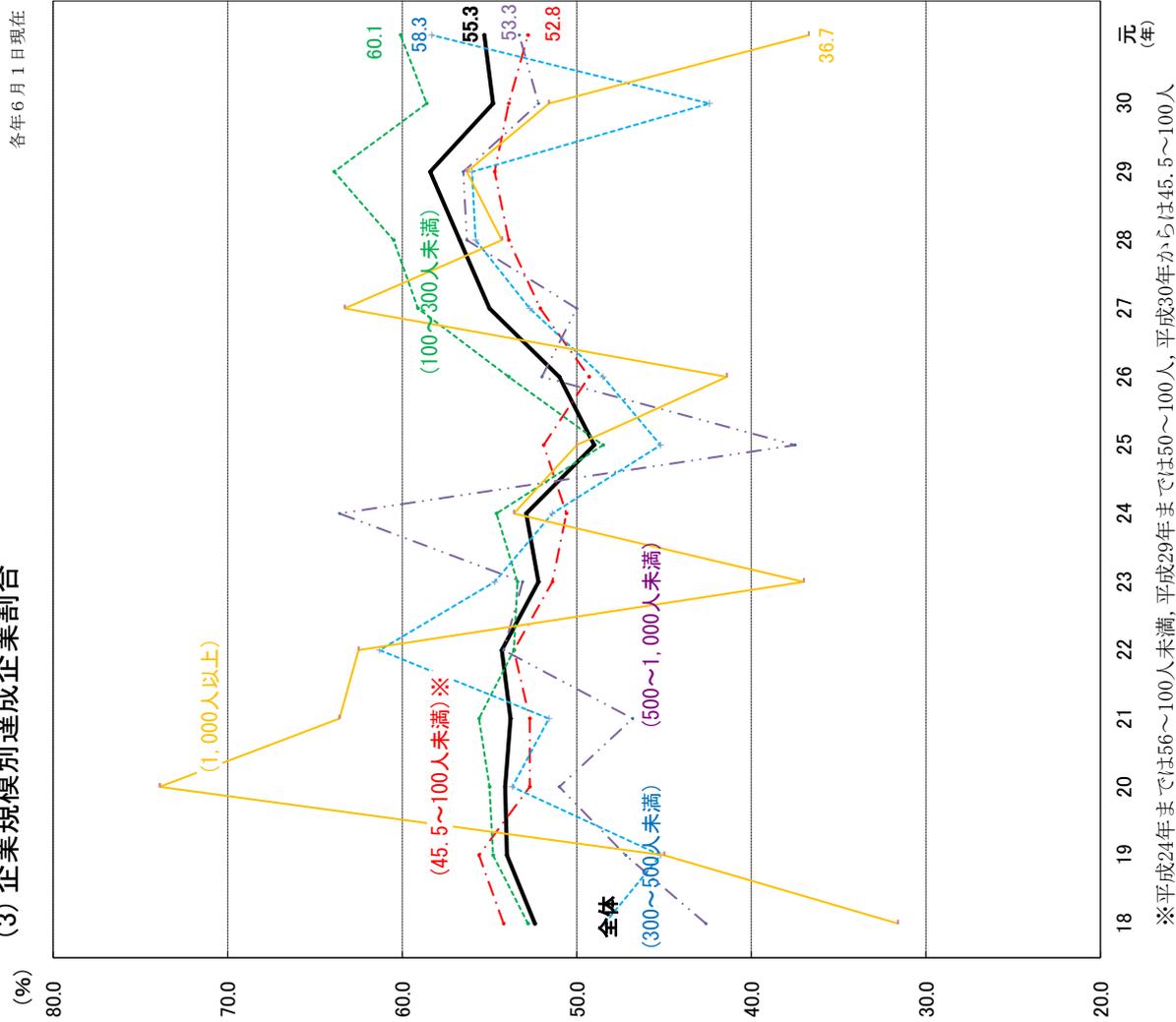
障害者実雇用率と雇用率達成企業割合【グラフ②】



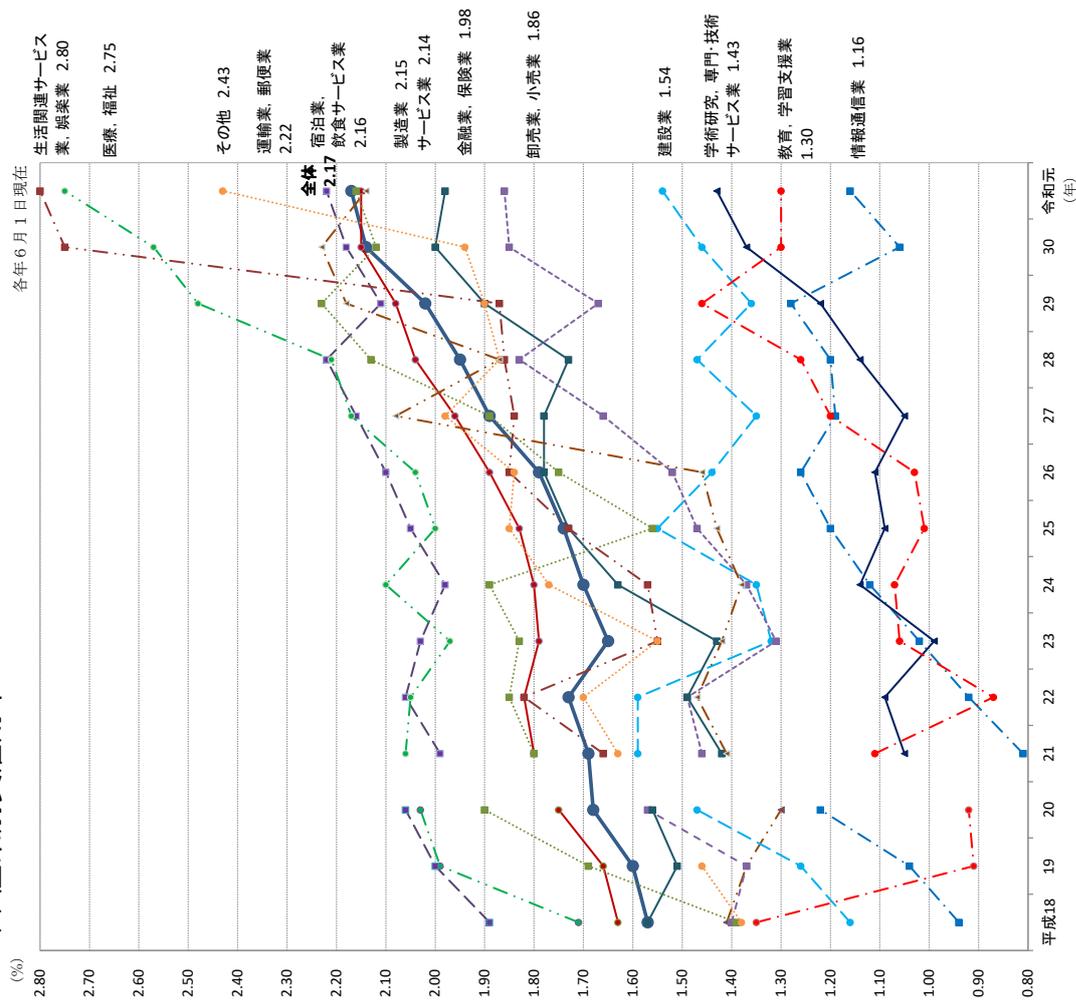
(2) 企業規模別実雇用率



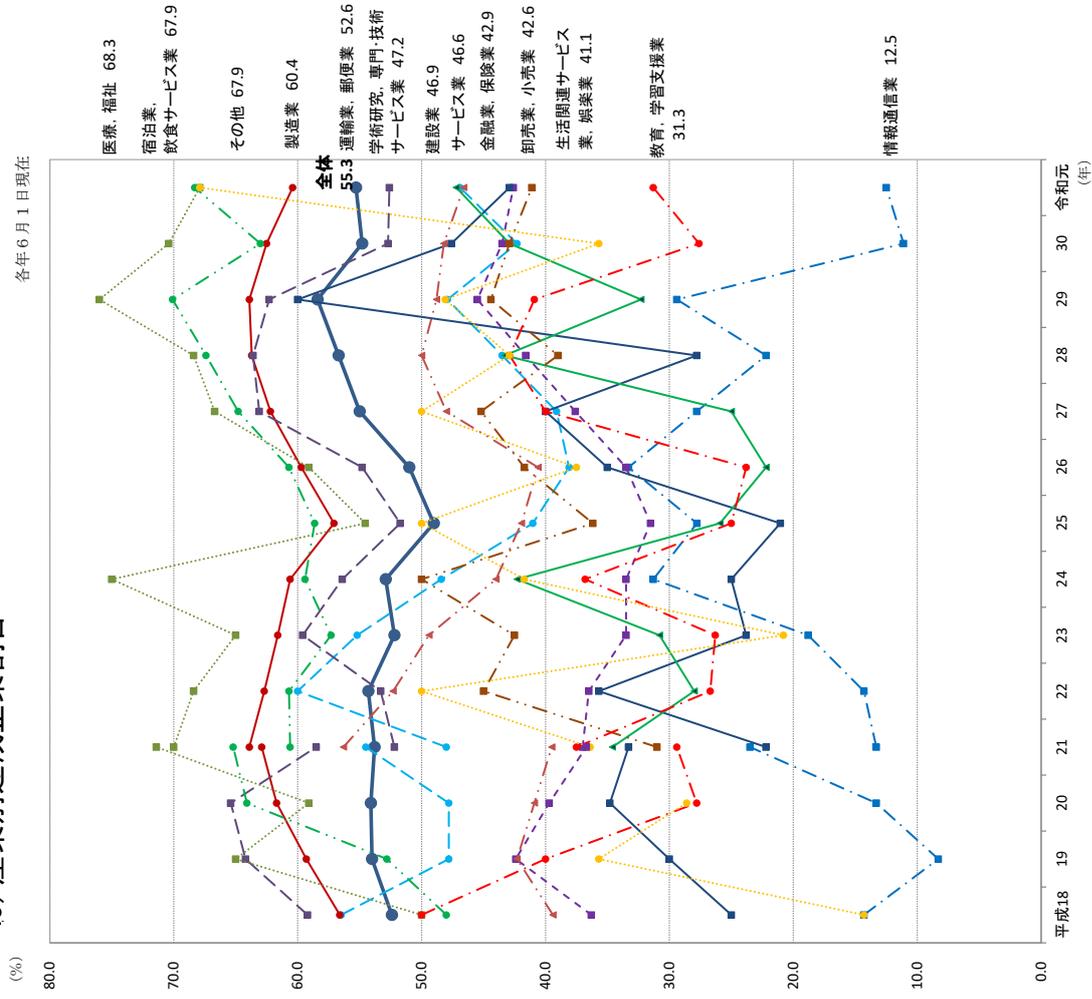
(3) 企業規模別達成企業割合



(4) 産業別実雇用率



(5) 産業別達成企業割合



注1 グラフ作成上、該当企業のない産業は除いている。
2 平成21年より産業分類が変更になっている。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | |
|------------------|---|---|
| ○ 民間企業 …… | { | 一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%]
(45.5人 [50人] 以上規模の企業)
特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%]
〔労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、
〔独立行政法人、国立大学法人等 |
| ○ 国、地方公共団体 …… | | 2. 5% [2. 3%]
(40人 [43.5人] 以上規模の機関) |
| ○ 都道府県等の教育委員会 …… | | 2. 4% [2. 2%]
(42人 [45.5人] 以上規模の機関) |

※ () 内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※ [] 内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\begin{aligned}
 & \text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} \\
 & + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数} \\
 \text{障害者雇用率} = & \frac{\hspace{15em}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}
 \end{aligned}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

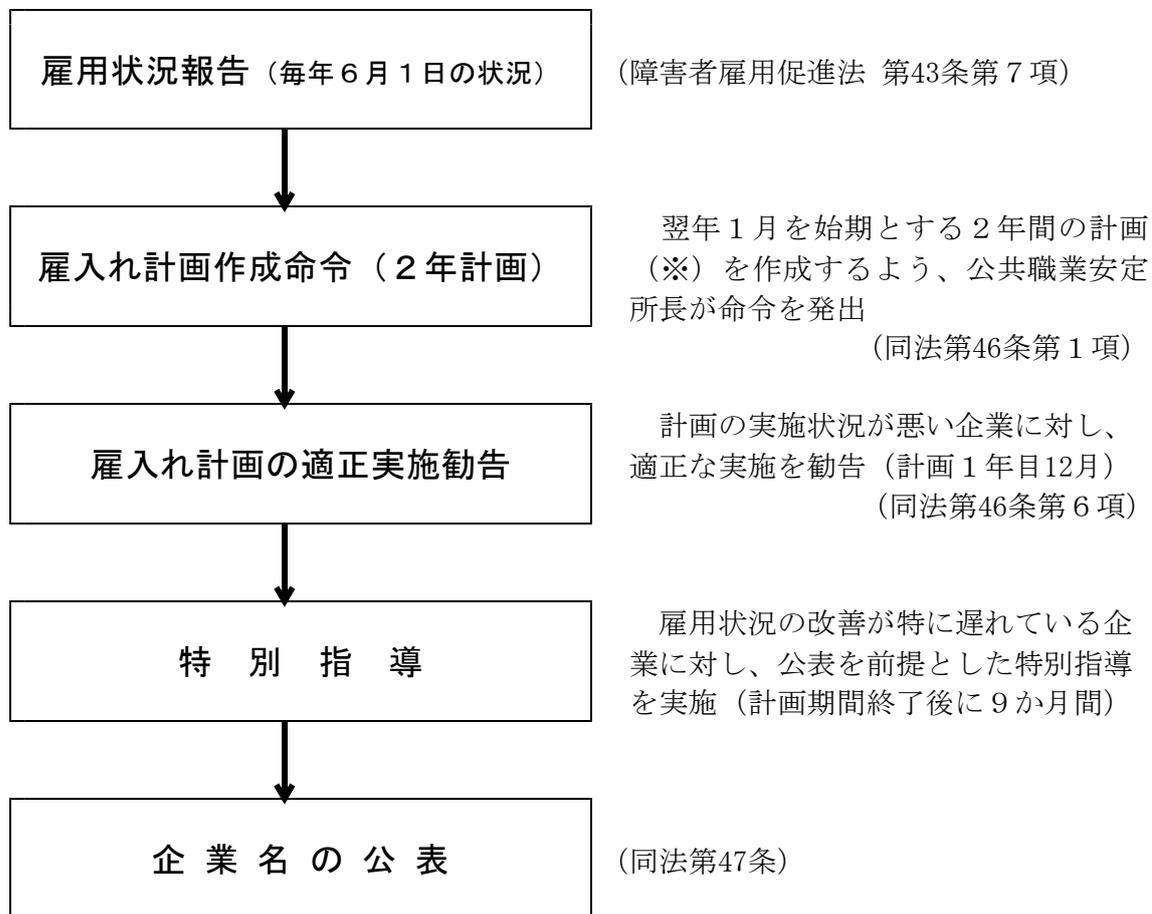
※ ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕 (全国の状況)

- 平成30年度の実績
 - * 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 430社
 - * 障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 40社
 - * 「特別指導」の実施 26社
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 190社 (30年度)
- 企業名の公表
 - 18年度 2社、19年度 1社 (再公表)、20年度 4社、
 - 21年度 7社 (うち1社は再公表)、22年度 6社 (うち2社は再公表)、
 - 23年度 3社 (うち1社は再公表)、24年度 0社、25年度 0社、
 - 26年度 8社、27年度 0社、28年度 2社、29年度 0社、
 - 30年度 0社

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

令和元年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

<目次>

- 1 民間企業における雇用状況（法定雇用率 2.2%）
 - (1) 概況 ①
 - (2) 企業規模別の雇用状況 ②
 - (3) 産業別の雇用状況 ③
 - (4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数 ④

- 2 公的機関（市町村機関）における在職状況 ⑤

- 3 公的機関の各機関の状況
 - (1) 市町村機関の状況（法定雇用率 2.5%） ⑥
 - (2) 地方独立行政法人の状況（法定雇用率 2.5%） ⑦

1 民間企業における障害者の雇用状況(法定雇用率2.2%)

【詳細表 ①】

(1)概況

①概況

企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数			③ 障害者の数			F.うち新規雇用分	④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
	A.重度身体障害者及び知的障害者	B.重度身体障害者及び知的障害者	C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者(注4)	E.知的障害者	F.うち新規雇用分				
企業 1,621 (1,584)	1,309 (1,280)	230 (205)	3,393 (3,258)	627 (579)	6,554.5 (6,312.5)	644.5 (677.5)	897 (868)	2.17 (2.14)	企業 897	55.3 (54.8)

②障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数			② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数			④ 精神障害者の数						
	a.重度身体障害者	b.重度身体障害者	c.重度身体障害者	d.重度以外の身体障害者	e.計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者	e.計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f.うち新規雇用分	g.うち新規雇用分			
岐阜県	919 (901)	168 (140)	1,618 (1,576)	276 (274)	3,762.0 (3,663.0)	279.0 (273.5)	390 (379)	62 (59)	1,106 (1,065)	214 (194)	2,055.0 (1,979.0)	196.5 (206.0)	282 (277)	145 (166)	737.5 (670.5)	169.0 (198.0)

(1)①表の注

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者及び精神障害者が就業することが困難である認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 注2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとし、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 注3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働者である。
- 注4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
 ①報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。
 ②報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
 ③報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 注5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間勤務労働者のうち、注4に該当しない者である。
- 注6 F欄の「うち新規雇用分」は、平成30年6月2日から令和元年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 注7 ()内は平成30年6月1日現在の数値である。
 なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(1)②表の注

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④⑤⑥のf欄の計である。
- 注2 ②③④欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 注3 ②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに④d欄の精神障害者(e欄(注5参照)に該当する者を除く。)である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 注4 ②③のac欄及び④c欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のbd欄及び④d欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 注5 ④欄の労働者とは、精神障害者である短時間勤務労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
 ①報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。
 ②報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 注6 ②③f欄及び④f欄の「うち新規雇用分」は平成30年6月2日から令和元年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 注7 ()内は、平成30年6月1日現在の数値である。
 なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

【詳細表 ②】

(2) 企業規模別の雇用状況

①概況

区分	① 企業数	② 法定雇用労働者数の算定の基礎となる労働者数		③ 障害者の数		④ 障害者の数		⑤ 法定雇用企業数	⑥ 法定雇用企業割合	
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			⑦ 雇用率 E÷②×100
規模計	1,621 (1,584)	301,583.5 (295,156.5)	1,309 (1,280)	3,393 (3,258)	627 (579)	6,554.5 (6,312.5)	644.5 (677.5)	2.17 (2.14)	897 (868)	55.3 (54.8)
45.5~100未満	903 (878)	59,478.0 (58,347.5)	209 (196)	633 (663)	151 (128)	1,176.5 (1,160.0)	145.5 (138.0)	1.98 (1.99)	477 (473)	52.8 (53.9)
100~300未満	559 (544)	87,572.5 (85,646.5)	392 (389)	1,040 (940)	159 (164)	1,983.5 (1,875.0)	201.5 (167.0)	2.26 (2.19)	336 (319)	60.1 (58.6)
300~500未満	84 (85)	29,869.5 (29,667.5)	131 (120)	329 (322)	51 (39)	632.5 (594.5)	46.0 (73.5)	2.12 (2.00)	49 (36)	58.3 (42.4)
500~1,000未満	45 (46)	30,556.5 (30,648.5)	153 (150)	341 (327)	53 (54)	696.5 (673.0)	59.0 (65.0)	2.28 (2.20)	24 (24)	53.3 (52.2)
1,000以上	30 (31)	94,107.0 (90,846.5)	424 (425)	1,060 (1,006)	213 (194)	2,065.5 (2,010.0)	192.5 (234.0)	2.19 (2.21)	11 (16)	36.7 (51.6)

注 (1)①の表と同じ

②障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数		② 身体障害者の数		③ 知的障害者の数		④ 精神障害者の数		⑤ うち新規雇用分					
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者以外の身体障害者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	g. 精神障害者	h. 精神障害者である短時間労働者		i. 計 e. 計 a,dのうち e,dのうち (注5)に 該当する 0.5× e+ (d-e)× 0.5+ f				
規模計	6,554.5 (6,312.5)	919 (901)	1,618 (1,578)	3,762.0 (3,663.0)	390 (379)	62 (59)	1,106 (1,065)	214 (194)	2,055.0 (1,979.0)	524 (449)	282 (277)	145 (166)	737.5 (670.5)	169.0 (198.0)
45.5~100未満	1,176.5 (1,160.0)	144 (134)	37 (31)	329 (352)	683.5 (657.0)	65 (62)	182 (187)	52 (46)	351.0 (344.0)	93 (103)	69 (71)	29 (41)	142.0 (159.0)	/
100~300未満	1,983.5 (1,875.0)	272 (273)	59 (52)	1,148.5 (1,128.0)	120 (116)	21 (23)	352 (315)	56 (49)	641.0 (594.5)	157 (125)	47 (39)	27 (16)	194.0 (152.5)	/
300~500未満	632.5 (594.5)	110 (98)	12 (10)	427.5 (400.5)	21 (22)	4 (3)	86 (90)	17 (10)	140.5 (142.0)	56 (39)	14 (17)	3 (9)	64.5 (52.0)	/
500~1,000未満	696.5 (673.0)	117 (115)	12 (8)	414.0 (404.5)	36 (35)	11 (11)	116 (107)	19 (23)	208.5 (199.5)	57 (51)	24 (23)	10 (13)	74.0 (69.0)	/
1,000以上	2,065.5 (2,010.0)	276 (281)	48 (45)	1,088.5 (1,073.0)	148 (144)	13 (12)	370 (366)	70 (66)	714.0 (699.0)	161 (131)	128 (127)	76 (87)	263.0 (238.0)	/

注 (1)②の表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

【詳細表 ③】

① 概況

区分	① 企業数 ()	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労 働者数		③ 障害者の数				E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	④ 雇用率 E÷②×100 ()	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合 ()
		A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者 ()	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である短 時間労働者 ()	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精神 障害者 (注4) ()	D. 重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 並びに精神障 害者である短 時間労働者 ()	F. うち新規雇 用分 ()					
産業計	1,621 (1,584)	301,583.5 (295,156.5)	230 (205)	3,393 (3,258)	627 (579)	6,554.5 (6,312.5)	644.5 (677.5)	2.17 (2.14)	897 (868)	55.3 (54.8)	
建設業	49 (52)	5,484.0 (5,903.0)	18 (19)	47 (47)	1 (2)	84.5 (86.0)		1.54 (1.46)	23 (22)	46.9 (42.3)	
製造業	649 (634)	106,541.5 (102,039.0)	515 (495)	1,211 (1,160)	53 (52)	2,293.5 (2,197.0)		2.15 (2.15)	392 (396)	60.4 (62.5)	
情報通信業	16 (18)	3,017.5 (3,390.5)	10 (9)	14 (15)	0 (0)	35.0 (36.0)		1.16 (1.06)	2 (2)	12.5 (11.1)	
運輸業、郵便業	76 (74)	23,808.5 (23,438.5)	100 (100)	288 (274)	49 (44)	528.5 (510.0)		2.22 (2.18)	40 (39)	52.6 (52.7)	
卸売業、小売業	216 (209)	39,441.5 (39,311.0)	119 (124)	401 (397)	125 (111)	732.5 (728.5)		1.86 (1.85)	92 (91)	42.6 (43.5)	
金融業、保険業	21 (21)	13,656.0 (14,172.5)	67 (74)	125 (122)	18 (19)	271.0 (283.5)		1.98 (2.00)	9 (10)	42.9 (47.6)	
学術研究、専 門・技術サービ ス業	36 (35)	5,126.0 (4,853.0)	16 (14)	40 (37)	3 (3)	73.5 (66.5)		1.43 (1.37)	17 (15)	47.2 (42.9)	
宿泊業、飲食 サービス業	28 (27)	2,797.5 (2,711.5)	9 (7)	33 (34)	11 (15)	60.5 (57.5)		2.16 (2.12)	19 (19)	67.9 (70.4)	
生活関連サービ ス業、娯楽業	56 (56)	12,891.0 (13,890.0)	100 (104)	137 (151)	35 (27)	360.5 (381.5)		2.80 (2.75)	23 (24)	41.1 (42.9)	
教育、学習支援業	32 (29)	3,723.0 (3,563.5)	13 (12)	20 (18)	3 (5)	48.5 (46.5)		1.30 (1.30)	10 (8)	31.3 (27.6)	
医療、福祉	268 (262)	35,747.0 (34,894.0)	167 (152)	489 (433)	162 (178)	984.0 (896.0)		2.75 (2.57)	183 (165)	68.3 (63.0)	
サービス業	146 (139)	40,435.5 (37,878.0)	126 (130)	483 (486)	156 (113)	866.0 (846.5)		2.14 (2.23)	68 (67)	46.6 (48.2)	
その他	28 (28)	8,914.5 (9,112.0)	49 (40)	105 (84)	11 (10)	216.5 (177.0)		2.43 (1.94)	19 (10)	67.9 (35.7)	

注 (1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数					② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数				
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 精神障害者(注5)に該当する者	f. 計 c+d+e ×0.5	g. うち新規雇用分			
産業計	6,554.5 (6,312.5)	919 (901)	1,618 (1,578)	276 (274)	3,762.0 (3,663.0)	279.0 (273.5)	390 (379)	62 (59)	1,106 (1,065)	214 (194)	2,055.0 (1,979.0)	196.5 (206.0)	524 (449)	282 (277)	145 (166)	737.5 (670.5)	169.0 (198.0)			
建設業	84.5 (86.0)	18 (19)	35 (40)	1 (2)	72.5 (79.0)		0 (0)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	3.0 (2.0)		9 (5)	0 (0)	0 (0)	9.0 (5.0)				
製造業	2,293.5 (2,197.0)	364 (351)	590 (575)	35 (31)	1,353.5 (1,307.5)		151 (144)	8 (6)	444 (432)	14 (18)	761.0 (735.0)		163 (141)	18 (15)	14 (12)	179.0 (154.5)				
情報通信業	35.0 (36.0)	8 (8)	8 (11)	0 (0)	25.0 (30.0)		2 (1)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	7.0 (4.0)		3 (2)	0 (0)	0 (0)	3.0 (2.0)				
運輸業、郵便業	528.5 (510.0)	84 (85)	194 (192)	31 (28)	390.5 (387.0)		16 (15)	3 (3)	55 (53)	11 (10)	95.5 (91.0)		33 (21)	13 (14)	6 (8)	42.5 (32.0)				
卸売業、小売業	732.5 (728.5)	89 (93)	152 (150)	41 (38)	380.5 (380.0)		30 (31)	1 (3)	106 (101)	53 (50)	193.5 (191.0)		76 (65)	98 (104)	67 (81)	158.5 (157.5)				
金融業、保険業	271.0 (283.5)	60 (65)	73 (75)	16 (18)	204.0 (218.0)		7 (9)	0 (0)	25 (21)	1 (0)	39.5 (39.0)		25 (24)	3 (3)	2 (2)	27.5 (26.5)				
学術研究、専門・技術サービス業	73.5 (66.5)	16 (14)	23 (24)	3 (3)	56.5 (53.5)		0 (0)	0 (0)	5 (4)	0 (0)	5.0 (4.0)		11 (8)	1 (1)	1 (1)	12.0 (9.0)				
宿泊業、飲食サービス業	60.5 (57.5)	8 (6)	15 (16)	3 (7)	35.5 (32.5)		1 (1)	1 (1)	15 (15)	6 (5)	21.0 (20.5)		2 (3)	3 (3)	1 (0)	4.0 (4.5)				
生活関連サービス業、娯楽業	360.5 (381.5)	27 (30)	39 (43)	20 (16)	105.0 (115.0)		73 (74)	4 (5)	75 (84)	5 (4)	227.5 (239.0)		19 (18)	14 (13)	4 (6)	28.0 (27.5)				
教育、学習支援業	48.5 (46.5)	11 (9)	20 (18)	2 (4)	44.0 (40.0)		2 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4.0 (6.0)		0 (0)	1 (1)	0 (0)	0.5 (0.5)				
医療、福祉	884.0 (896.0)	125 (112)	227 (209)	57 (69)	559.5 (511.5)		42 (40)	26 (26)	135 (121)	69 (66)	279.5 (260.0)		90 (71)	73 (75)	37 (32)	145.0 (124.5)				
サービス業	866.0 (846.5)	73 (78)	194 (185)	61 (54)	409.5 (400.0)		53 (52)	14 (12)	206 (203)	51 (36)	351.5 (337.0)		73 (76)	54 (45)	10 (22)	105.0 (109.5)				
その他	216.5 (177.0)	36 (31)	48 (40)	6 (4)	126.0 (109.0)		13 (9)	5 (3)	34 (27)	4 (5)	67.0 (50.5)		20 (15)	4 (3)	3 (2)	23.5 (17.5)				

注 (1)②の表と同じ

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	計 A×2+B+C+D ×0.5			
製造業計	企業 649	106,541.5 (634) (102,039.0)	515 (495) (21)	26 (21)	1,211 (1,160) (52)	53 (52)	2,293.5 (2,197.0) (183.0)	2.15 (2.15)	392 (396)	60.4 (62.5)
食料品・たばこ	企業 66	8,398.0 (65) (8,190.0)	28 (26)	4 (2)	113 (111) (10)	11 (10)	178.5 (170.0) (20.0)	2.13 (2.08)	41 (40)	62.1 (61.5)
繊維工業	28	3,095.0 (29) (3,111.5)	18 (16)	0 (0)	36 (39) (2)	1 (2)	72.5 (72.0) (5.0)	2.34 (2.31)	17 (17)	60.7 (58.6)
木材・家具	27	4,022.5 (27) (4,018.5)	15 (15)	0 (0)	55 (51) (1)	2 (1)	86.0 (81.5) (1.0)	2.14 (2.03)	18 (16)	66.7 (59.3)
ハルア・紙・印刷	46	5,362.5 (48) (5,518.0)	25 (25)	3 (2)	53 (53) (1)	1 (1)	106.5 (105.5) (11.0)	1.99 (1.91)	28 (30)	60.9 (62.5)
化学工業	66	13,416.0 (63) (12,807.0)	65 (70)	2 (3)	139 (125) (9)	7 (9)	274.5 (272.5) (19.5)	2.05 (2.13)	34 (36)	51.5 (57.1)
窯業・土石	61	7,282.0 (59) (7,057.5)	39 (36)	1 (1)	98 (95) (7)	5 (7)	179.5 (171.5) (6.5)	2.46 (2.43)	44 (47)	72.1 (79.7)
鉄鋼	10	1,244.0 (8) (1,090.5)	5 (3)	0 (0)	20 (16) (0)	0 (0)	30.0 (22.0) (1.0)	2.41 (2.02)	6 (4)	60.0 (50.0)
非鉄金属	10	1,601.0 (11) (1,573.5)	7 (6)	0 (0)	22 (18) (2)	1 (2)	36.5 (31.0) (7.5)	2.28 (1.97)	5 (7)	50.0 (63.6)
金属製品	62	8,164.0 (61) (7,749.5)	34 (34)	2 (2)	100 (102) (5)	7 (5)	173.5 (174.5) (17.5)	2.13 (2.25)	36 (38)	58.1 (62.3)
電気機械	53	14,597.5 (49) (11,980.0)	93 (76)	3 (3)	136 (114) (4)	7 (4)	328.5 (271.0) (20.5)	2.25 (2.26)	33 (31)	62.3 (63.3)
その他機械	177	34,201.5 (175) (33,988.0)	163 (165)	8 (6)	375 (378) (8)	8 (8)	713.0 (718.0) (59.5)	2.08 (2.11)	99 (102)	55.9 (58.3)
その他	43	5,157.5 (39) (4,955.0)	23 (23)	3 (2)	64 (58) (3)	3 (3)	114.5 (107.5) (14.0)	2.22 (2.17)	31 (28)	72.1 (71.8)

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	①障害者の数			②身体障害者の数			③知的障害者の数			④精神障害者の数			f. 計 c+(d-e) ×0.5+e	
	a. 重度障害者	b. 重度身体障害者 （短時間労働者）	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者 （短時間労働者）	e. 計 a+b+c+d ×0.5	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者 （短時間労働者）	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者 （短時間労働者）	e. 計 a+b+c+d ×0.5	c. 精神障害者	d. 精神障害者 （短時間労働者）		e. 計 c+d （注5）に該当する者
製造業計	2,293.5 (2,197.0)	364 (351)	590 (575)	35 (31)	1,353.5 (1,307.5)	151 (144)	8 (6)	444 (432)	14 (18)	761.0 (735.0)	163 (141)	18 (15)	14 (12)	179.0 (154.5)
食品・たばこ	178.5 (170.0)	20 (18)	38 (38)	9 (6)	84.5 (77.0)	8 (8)	2 (2)	56 (59)	2 (4)	75.0 (79.0)	15 (12)	4 (2)	4 (2)	19.0 (14.0)
繊維工業	72.5 (72.0)	11 (9)	19 (21)	1 (2)	41.5 (40.0)	7 (7)	0 (0)	15 (14)	0 (0)	29.0 (28.0)	2 (4)	0 (0)	0 (0)	2.0 (4.0)
木材・家具	86.0 (81.5)	13 (13)	29 (28)	2 (1)	56.0 (54.5)	2 (2)	0 (0)	23 (22)	0 (0)	27.0 (26.0)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	3.0 (1.0)
ハルブ・紙・印刷	106.5 (105.5)	15 (16)	26 (26)	1 (1)	57.5 (58.5)	10 (9)	2 (2)	19 (20)	0 (0)	41.0 (40.0)	7 (6)	1 (1)	1 (1)	8.0 (7.0)
化学工業	274.5 (272.5)	32 (34)	56 (49)	2 (3)	123.0 (120.5)	33 (36)	0 (1)	63 (59)	3 (5)	130.5 (134.5)	17 (13)	5 (5)	3 (4)	21.0 (17.5)
窯業・土石	179.5 (171.5)	27 (25)	54 (55)	3 (6)	110.5 (109.0)	12 (11)	0 (0)	37 (36)	2 (1)	62.0 (58.5)	7 (4)	0 (0)	0 (0)	7.0 (4.0)
鉄鋼	30.0 (22.0)	4 (2)	9 (8)	0 (0)	17.0 (12.0)	1 (1)	0 (0)	10 (8)	0 (0)	12.0 (10.0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)
非鉄金属	36.5 (31.0)	7 (6)	9 (9)	1 (2)	23.5 (22.0)	0 (0)	0 (0)	5 (4)	0 (0)	5.0 (4.0)	8 (5)	0 (0)	0 (0)	8.0 (5.0)
金属製品	173.5 (174.5)	25 (26)	45 (46)	4 (2)	99.0 (101.0)	9 (8)	0 (0)	36 (36)	3 (3)	55.5 (53.5)	19 (19)	0 (1)	0 (1)	19.0 (20.0)
電気機械	328.5 (271.0)	76 (64)	77 (62)	5 (2)	233.5 (193.0)	17 (12)	1 (1)	39 (32)	2 (2)	75.0 (58.0)	20 (19)	0 (1)	0 (1)	20.0 (20.0)
その他機械	713.0 (718.0)	114 (118)	185 (194)	6 (5)	422.0 (438.5)	49 (47)	2 (0)	130 (132)	0 (1)	230.0 (226.5)	55 (50)	7 (4)	5 (2)	61.0 (53.0)
その他	114.5 (107.5)	20 (20)	43 (39)	1 (1)	85.5 (81.5)	3 (3)	1 (0)	11 (10)	2 (2)	19.0 (17.0)	9 (8)	1 (1)	1 (1)	10.0 (9.0)

(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

【詳細表 ④】

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数						③障害者の数が0人である企業数		
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	20.5人以上50人以下	50.5人以上	
規模計	724 (100.0%)	528 (72.9%)	120 (16.6%)	38 (5.2%)	20 (2.8%)	16 (2.2%)	2 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	443 (61.2%)
45.5-100人未満	426 (100.0%)	407 (95.5%)	19 (4.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	388 (91.1%)
100-300人未満	223 (100.0%)	102 (45.7%)	84 (37.7%)	23 (10.3%)	10 (4.5%)	4 (1.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	55 (24.7%)
300-500人未満	35 (100.0%)	14 (40.0%)	6 (17.1%)	8 (22.9%)	4 (11.4%)	3 (8.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
500-1000人未満	21 (100.0%)	3 (14.3%)	5 (23.8%)	5 (23.8%)	4 (19.0%)	4 (19.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1,000人以上	19 (100.0%)	2 (10.5%)	6 (31.6%)	2 (10.5%)	2 (10.5%)	5 (26.3%)	2 (10.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

注2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならぬ障害者の数である。

2 公的機関(市町村機関)における在職状況(法定雇用率2.5%)

① 概況

機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数		③ 障害者の数		F. 計 $A \times 2 + B + C + (D - E) \times 0.5 + E$	④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合		
	A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員					E. Dのうち(注6)に該当する者	
機関 45 (47)	141 (138)	25 (21)	306 (283)	39 (40)	4 (4)	634.5 (602.0)	77.5 (70.5)	2.60 (2.49)	36 (37)	80.0 (78.7)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数		② 身体障害者の数		③ 知的障害者の数		④ 精神障害者の数			
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	g. うち新規雇用分	h. うち新規雇用分		
計	634.5 (602.0)	130 (128)	189 (181)	28 (29)	485.0 (469.5)	11 (10)	56 (55)	4 (4)	66.5 (52.5)	21.0 (14.0)

①表の注)

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

4 C欄の「うち新規雇用分」は平成30年6月2日から令和元年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5 ()内は平成30年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

6 E欄は①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者、②通報年の3年前の年に属する6月2日より以前に採用されたもので、同日以降に精神障害者保健手帳を取得した者の障害者数である。

②表の注)

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③のe欄及び④のf欄の計である。

2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。

3 ②③④d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③のe欄及び④のf欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

4 ②③のa欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

5 ②③f欄及び④のg欄の「うち新規雇用分」は平成30年6月2日から令和元年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 ()内は平成30年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

7 ④e欄は①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者、②通報年の3年前の年に属する6月2日より以前に採用されたもので、同日以降に精神障害者保健手帳を取得した者の障害者数である。

2 公的機関の各機関の状況(法定雇用率2.5%)

【詳細表 ⑥】

(1) 各市町村機関の障害者在職状況

●市

	①法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
	人	人	%	人	
岐阜市	3,842.5	100.5	2.62	0.0	(注4)①地方特例
大垣市	2,624.5	71.5	2.72	0.0	(注4)②地方特例
高山市	870.5	27.0	3.10	0.0	(注4)③地方特例
多治見市	884.5	26.0	2.94	0.0	(注4)④地方特例
関市	910.5	21.5	2.36	0.5	(注4)⑤地方特例 (注5)①
中津川市	1,452.5	32.0	2.20	4.0	(注4)⑥地方特例
美濃市	316.0	7.0	2.22	0.0	
瑞浪市	417.0	13.0	3.12	0.0	(注4)⑦地方特例
羽島市	717.5	19.5	2.72	0.0	(注4)⑧地方特例
恵那市	773.5	22.0	2.84	0.0	(注4)⑨地方特例
美濃加茂市	498.5	13.5	2.71	0.0	(注4)⑩地方特例
土岐市	894.0	25.0	2.80	0.0	(注4)⑪地方特例
各務原市	1,173.0	30.5	2.60	0.0	(注4)⑫地方特例
可児市	820.0	22.0	2.68	0.0	(注4)⑬地方特例
山県市	398.5	9.0	2.26	0.0	(注4)⑭地方特例
瑞穂市	496.5	14.5	2.92	0.0	(注4)⑮地方特例
飛騨市	626.5	16.0	2.55	0.0	(注4)⑯地方特例
本巣市	495.5	12.0	2.42	0.0	(注4)⑰地方特例
郡上市	1,085.0	29.0	2.67	0.0	(注4)⑱地方特例
下呂市	682.5	14.0	2.05	3.0	(注4)⑲地方特例
海津市	517.5	15.0	2.90	0.0	(注4)⑳地方特例
計	20,496.5	540.5	2.64	7.5	

●町村

	①法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
	人	人	%	人	
岐南町	217.5	6.0	2.76	0.0	
笠松町	168.0	5.5	3.27	0.0	
養老町	233.5	7.0	3.00	0.0	
垂井町	350.0	8.0	2.29	0.0	(注4)㉑地方特例
関ヶ原町	205.5	4.0	1.95	1.0	
神戸町	219.0	5.0	2.28	0.0	(注4)㉒地方特例
輪之内町	122.0	3.0	2.46	0.0	
安八町	124.5	2.0	1.61	1.0	
揖斐川町	341.5	7.5	2.20	0.5	
大野町	175.5	7.0	3.99	0.0	(注4)㉓地方特例
池田町	208.0	4.0	1.92	1.0	(注5)②
北方町	209.5	5.0	2.39	0.0	(注4)㉔地方特例
坂祝町	64.5	2.0	3.10	0.0	
富加町	111.0	3.0	2.70	0.0	(注4)㉕地方特例
川辺町	153.0	6.0	3.92	0.0	(注4)㉖地方特例
七宗町	72.0	2.0	2.78	0.0	
八百津町	159.5	2.0	1.25	1.0	
白川町	113.5	2.0	1.76	0.0	(注4)㉗地方特例
東白川村	86.0	3.0	3.49	0.0	
御嵩町	153.5	3.0	1.95	0.0	
計	3,487.5	87.0	2.49	4.5	

	人	人	%	人	
市町村計	23,984.0	627.5	2.62	12.0	

●教育委員会

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
養老町	人 91.5	人 2.0	% 2.19	人 0.0	
安八町	83.0	2.0	2.41	0.0	
池田町	65.5	1.0	1.53	0.0	
計	240.0	5.0	2.08	0.0	

●広域連合

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
もとす広域連合	人 161.0	人 2.0	% 1.24	人 2.0	

市町村機関等 総計	人 24,385.0	人 634.5	% 2.60	人 14.0	
--------------	---------------	------------	-----------	-----------	--

- (注1) ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- (注2) ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする。)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人とカウントしている。
① 平成28年6月2日以降に採用された者であること
② 平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- (注3) ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが「0.0」となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が「0.0」となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- (注4) 注4の機関は地方特例認定を受けている。
地方特例とは、市町村長部局とその他の機関(教育委員会等)の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合、その他の機関に勤務する職員を市町村長部局に勤務する職員とみなすものである。
①岐阜市のその他の機関は岐阜市上下水道事業部、岐阜市教育委員会、岐阜市民病院をいう。
②～⑦の市町のその他の機関はそれぞれの市町教育委員会をいう。
- (注5) ①関市においては、10月1日現在において、障害者の数が22.5人、実雇用率2.47%、不足数0.0人となっている。
②池田町においては、10月1日現在において、障害者の数5人、実雇用率2.40% 不足数0.0人となっている。

(2) 地方独立行政法人の障害者雇用状況

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター	人 1,041.0	人 23.5	% 2.26	人 2.5	平成22年4月1日 岐阜県から独立行政法人化
地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院	866.0	24.0	2.77	0.0	平成22年4月1日 岐阜県から独立行政法人化
地方独立行政法人 岐阜県立下呂温泉病院	290.5	8.0	2.75	0.0	平成22年4月1日 岐阜県から独立行政法人化
計	2,197.5	55.5	2.53	2.5	

(3) 国立大学法人の障害者雇用状況

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
国立大学法人 岐阜大学	人 2,050.5	人 54.5	% 2.66	人 0.0	
計	2,050.5	54.5	2.66	0.0	

(4) 公立大学法人の障害者雇用状況

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
公立大学法人 岐阜県立看護大学	人 62.0	人 1.0	% 1.61	人 0.0	
計	62.0	1.0	1.61	0.0	

(注1) ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

(注2) ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする。)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人とカウントしている。

① 平成28年6月2日以降に採用された者であること

② 平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

(注3) ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、マイナスになる場合は「0.0」と表示しており、これが「0.0」となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、③実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が「0.0」となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。